

■財政健全化法とは？

健全化判断比率の指標を「早期健全化基準」と「財政再生基準」に照らし合わせて財政状況をチェックするとともに、国民健康保険事業などの特別会計や水道事業などの企業会計も合わせた決算もチェックして、町の財政状況をより明らかにしようとする法律です。

■財政の健全度を判断する4つの指標（成績）

1 実質赤字比率（じっしつあかじひりつ）

●一般会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合

※家計に例えると……お父さんだけの1年間の損失（赤字）が、家族全員の年収に占める割合

◎鶴田町は……5.65%

（早期健全化基準△15.0%・財政再生基準△20.0%）

2 連結実質赤字比率（れんけつじっしつあかじひりつ）

●町の全会計（一般会計+特別会計）の赤字が標準財政規模に占める割合

※家計に例えると……家族全員の1年間の損失（赤字）が、家族全員の年収に占める割合

◎鶴田町は……0.30%

（早期健全化基準△20.0%・財政再生基準△40.0%）

注）「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、赤字の場合「△」で表示し、赤字がない（黒字又は収支均衡）場合は正数で表示しています。

3 実質公債費比率（じっしつこうさいひりつ）

●町の一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合

※家計に例えると……家族全員の1年間の借金返済が家族全員の年収に占める割合

◎鶴田町は……17.6% ※この比率は18%以内が望ましいとされています。

（早期健全化基準25.0%・財政再生基準35.0%）

4 将来負担比率（しょうらいふたんひりつ）

●町の一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

※家計に例えると……将来にわたり家族全員が払う借金の総額が家族の年収に占める割合

◎鶴田町は……181.7%

（早期健全化基準350.0%）

■早期健全化基準をオーバーすると？

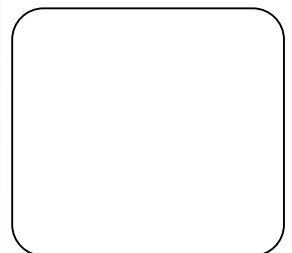
財政のイエローカードです。財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を行います。

■財政再生基準をオーバーすると？

財政再生団体となり事実上破たんです。財政再生計画を定め、計画に基づく財政再生に取り組むこととなります。総務大臣の許可がなければ地方債の起債（借金）ができなくなります。また、税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しをせざるを得なくなります。

まちの財政指数および健全化判断比率をお知らせします。

県や市町村の財政を適正に運営することを目的として、平成十九年度決算から財政健全化に関する指標（成績）の公表が法律「財政健全化法」で義務付けられています。



ローンを組む際は、きちんとした計画が大切なんだ！

平成20年度 鶴田町財政状況等一覧表

◎町の平成20年度財政状況を詳しく見てみましょう。

（単位：百万円）

1 一般会計等の財政状況

（単位：百万円）

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	債務負担行為に基づく支出予定額
一般会計	5,547	5,281	266	215	140	5,943	78
学校給食特別会計	69	69	0	0	0	0	0
一般会計等	5,616	5,350	266	215		5,943	78

※標準財政規模

3,798

※標準財政規模：町が1年間に自由に使える財源（お金）の標準的な規模を表します。

2 公営企業会計等の財政状況

(単位：百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	総損益 (形式収支)	資金余剰額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	279	252	27	212	0	1,344	0	法適用企業※
病院事業会計	1,324	1,422	△98	△750	200	26	25	法適用企業
下水道事業会計	284	432	△148	86	282	6,415	5,273	法適用企業
国民健康保険特別会計	2,267	2,095	172	172	243	0	0	※法的用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業のこと。
介護保険特別会計	1,455	1,380	75	75	226	200	200	
老人保健特別会計	150	150	0	0	7	0	0	
後期高齢者医療特別会計	112	111	1	1	47	0	0	
計				△203		7,745		

3 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位：百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	総損益 (形式収支)	資金余剰額/不足額 (実質収支)	左のうち一般会計等繰入見込額	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
青森県市町村総合事務組合	854	842	12	12	0	0	0	0	
青森県市町村職員退職手当組合	16,185	16,184	1	1	0	3,020	0	0	
西北五広域福祉事務組合	298	293	5	5	0	12	26	2	
西北五環境整備事務組合	1,296	1,249	47	38	0	24	429	41	
津軽広域水道企業団津軽事業部	2,023	1,594	429	2,414	0	0	7,843	0	法適用企業
五所川原地区消防事務組合	2,078	2,050	28	28	0	0	334	239	
青森県交通災害共済組合	223	208	15	15	0	0	0	0	
つがる西北五広域連合	166	147	19	19	0	0	0	0	
青森県後期高齢者医療広域連合	523	419	104	104	0	0	0	0	
青森県後期高齢者医療特別会計	115,547	111,774	3,773	3,771	0	596	0	0	
計				6,407	0		8,632	282	

4 地方公社・第三セクター等の経営状況および地方公共団体の財政的支援の状況

(単位：百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産または正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの損失補償にかかる債務残高	一般会計等負担見込額
鶴の里振興公社	4	24	18	0	0	0	0
計			18	0	0	0	0

5 充当可能基金の状況

(単位：百万円)

充当可能基金名	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 A-B
財政調整基金	94	138	44
減債基金	1	1	0
その充当可能基金	223	215	△9
充当可能基金計	318	353	35

(注意)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金および不動産等は含まない。



6 財政指標の状況 (※上記の状況を国の法律に基づき算定した結果)

(単位：%「財政力指数を除く」)

財政指標名	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 A-B	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 A-B
実質赤字比率 (赤字の場合△)	4.15	5.65	1.50	△15.00	△20.00	病院事業会計	△54.3	△61.7	△7.4
連結実質赤字比率 (赤字の場合△)	△4.62	0.30	4.90	△20.00	△40.00	水道事業会計	62.4	76.1	13.7
実質公債費比率	18.4	17.6	△0.8	25.0	35.0	下水道事業会計	99.2	116.6	17.4
将来負担比率	154.7	181.7	27.0	350.0					
財政力指数	0.26	0.26	0						
経常収支比率	102.8	99.1	△3.7						

(注意) 上記の「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律20%である(公営競技は0%)。

(注意)「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は、赤字の場合「△」で表示し、赤字がない(黒字又は収支均衡)場合は正数で表示している。